

コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置」の分類の見直し	「措置」の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体名	制度の所管(関係官庁)
0400010	資産流動化法に基づく証券化に関する行政財産の処分許可要件の緩和	地方自治法第236条の4	(行政財産の管理及び処分) 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一の建物を区分して所有する場合を除く。) 二 普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。) 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者との建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を除く)が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一の建物を区分して所有する場合を除く。) 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附属施設並びにこれらに附する敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地面積(以下この号において「庁舎等」という。)に当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。) 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の利用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の利用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。) 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。) 5-9 (略)	現行法では、地方自治体が管理・所有する行政財産の譲渡は無効とされているが、行政財産という一律の特で譲渡の状況に応じて譲渡が可能となるようにする。	PF法をはじめとして、公共施設の民間活用等が進められているが、証券化による不動産の取組も積極的に展開させていきたいと考えている。しかしながら、現行法上では、行政財産の譲渡が一律に認められていない。そこで、特定目的会社への地方自治体の出資を前提に当該行政財産の利用形態に応じて譲渡を可能にし、公有財産の有効活用と不動産金融市場の拡張を図る。	C	地方公共団体の公有財産は、住民の福祉の増進等、公用又は公共的な性格を有しているものであり、その保有の目的に応じた適切な管理が必要である。よって、財産の効率的な運用の観点と照らし合わせ、一定のものについてはのみ信託を認めているところである。よって、証券化を通じた収益の確保の観点からのみで行政財産を含めた財産全般について流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とするには、公有財産保有の趣旨にそぐわないものであり、適当ではない。	C	地方公共団体が所有している土地や建物について、下記について対応可能か判断願いたい。 1. 一部を行政財産として残し、残りの部分を普通財産として証券化すること。 2. 全体を普通財産として証券化し、一部の区画を公共用のホール等に活用すること。 また、上記内容が実現できないのであれば、地方公共団体において、施設の有効利用の手段として、所有財産を証券化するという選択を可能とする事はできないか、右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	地方公共団体が所有している土地や建物について、下記について対応可能か判断願いたい。 1. 一部を行政財産として残し、残りの部分を普通財産として証券化すること。 2. 全体を普通財産として証券化し、一部の区画を公共用のホール等に活用すること。 また、上記内容が実現できないのであれば、地方公共団体において、施設の有効利用の手段として、所有財産を証券化するという選択を可能とする事はできないか、右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。	証券化は、資産の所有者がピークであるSPCに資産を売却した上で資産の使用と所有を分離することによって資金調達を行うスキームであり、地方公共団体が、特定の行政財産について、証券化した上で公用または公共用機能を維持したまま活用したいと考えた場合、普通財産化した上でSPCに売却するという方法では自治法第238条第4項に抵触すると懸念される。また、もし上記の方法が自治法上許されるならば、行政財産と普通財産との別は、その供用目的に関わらず資産運用の便宜を図るために長の任意で行ってよいものと解され、そもそも行政財産についての処分に関して制約が加えられる理由が薄弱になると考えるが如何か。	右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 2 0 3 0 2 0	株式会社 都市経営戦略研究所	総務省			
0400020	新潟市万代島地区における行政財産の貸与	地方自治法第238条の4	(行政財産の管理及び処分) 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一の建物を区分して所有する場合を除く。) 二 普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。) 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者との建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を除く)が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一の建物を区分して所有する場合を除く。) 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附属施設並びにこれらに附する敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地面積(以下この号において「庁舎等」という。)に当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。) 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の利用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の利用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。) 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。) 5-9 (略)	現行法にて規定されている行政財産の貸与について、左記地区において中心市街地活性化の面から民間への貸付を可能にする。	万代島地区周辺にて県の管理する低利用地(朱鷺メッセ駐車場一部)の民間への貸付、及び新潟市魚市場移転後の跡地の民間への貸付を執行する。 具体的には、この地域に民間によるフィッシュマーズワープ(海産物直販所)、商業施設、小型船舶の発着場を新設し、将来的に、商業施設、及び新潟西港(旧新潟港)の由緒ある歴史を踏まえた地域の特性を活かした文化施設を集積させる事により、国内はもとより環日本海沿岸諸国に向けた新潟県、新潟市の観光業の中心とする。	D	今般の地方自治法の改正により、行政財産である土地については、当該土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合において、当該行政財産を管理する地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に対し、貸し付けを行うことが可能となったところである。 なお、施行日は公布の日(平成18年6月7日)から1年を超えない範囲で政令で定める日となっている。	D	朱鷺メッセ周辺を観光エリアにすべく民間開発で構うにも、新潟市魚市場(新潟市所有)、朱鷺メッセ駐車場(新潟県所有)一帯があり、また信濃川沿いに万代地区の商業集積地との連携を深めるうえにも小規模な工場が乱立しており、現時点以上の開発ができないのが現状である。	朱鷺メッセ周辺を観光エリアにすべく民間開発で構うにも、新潟市魚市場(新潟市所有)、朱鷺メッセ駐車場(新潟県所有)一帯があり、また信濃川沿いに万代地区の商業集積地との連携を深めるうえにも小規模な工場が乱立しており、現時点以上の開発ができないのが現状である。	代替措置: 当提案実行後、増加するであろう朱鷺メッセ利用者のための駐車場台数を確保するために、現状、平場駐車場となっている箇所を自走式簡易立体駐車場にする。	1 0 0 0 9 0 9	株式会社 国際総合計画・社団法人日本ニュービジ ス入協議会 連合会	総務省				

04 総務省(特区第10次 再々検討要請)

コト管理	具体的事業を実施するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体名	制度の所管関係官庁
0 4 0 3 0	行政財産の使用許可及び使用料に関する規制	地方自治法第238条の4	(行政財産の管理及び処分) 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出賃の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一の建物を区分して所有する場合を除く。) 二 普通地方公共団体が当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認められる場合 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地上に当該普通地方公共団体以外の者(一)の建物を区分して所有するためその者(当該普通地方公共団体が当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認められる場合を除く。) 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附属施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地面積が当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認められる場合(当該庁舎等が当該普通地方公共団体の所有する土地に定着するものに限る。) 五 行政財産である土地を、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地権を設定するとき。 六 行政財産である土地を、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地権を設定するとき。 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認められる場合に限る。) 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。) 5-9 (略)	行政財産への広告掲出を、私法上の契約のみで実施できるようにする。	駅自由通路等の行政財産を活用しながら地域企業の情報発信の場を広く提供することにより、地域経済の活性化を図る。 具体的には、「行政財産への広告掲出を私法上の契約のみで実施できるようにし、広告(募集する中で(地域企業を中心に)公の場にふさわしい広告を選定しながら実施できるようにする。」 現行法では、「申請のあった者に対する許可処分」として実施することになるが、より広く公募することにより、公の場に掲出にふさわしく(地域経済の活性化につながる)企業情報、広く収集・発信することが可能となる。	提案理由 地域経済の活性化を図るため、行政財産の有効活用を促す。 代替措置 審査機関を組織するとともに基準を設けて運用することにより、行政財産の適正な使用及び掲載する広告の適正さを確保することができる。契約にも、一方的に削除や訂正を求めることができることなどを明記することなどにより、適切に運用できるよう万全を期す。	D	ご要望については、複数の申請者から申請を行わせ、これについて目的外使用許可を得ることとした弾力的な運用により、現行制度で対応可能であると考え。	広告物の掲載について、広く公募をし、かつ目的外使用許可を得ることにより、対応可能な限り解釈をより、右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答された。	行政財産の目的外使用については、その本来の用途・目的を妨げることのないよう制限を加えられているものである。壁面等を利用した広告掲出は、本来の機能を縮小するのではなく行政財産の用途・目的を妨げないことが明らかである。既存システムを有効に活用しながら経済の活性化を図ることは現代社会の潮流に沿ったものであり、昭和30年代からの変わりぬ運用は、時代にそぐわなくなっている。なお、使用許可手続きでは公募の形が取れないこととなっているが、広く平等に運用するには公募の形をとることが好ましい。	D	行政財産への広告掲載については、目的外使用許可による公募を広く公募により募ることとする運用も可能である。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答された。	熊谷市	総務省	
0 4 0 4 0	目的外使用許可を指定管理者に代行させる特区	地方自治法第238条の4第7項	(行政財産の管理及び処分) 第二百三十八条の四 (略) 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 8-9 (略)	指定管理者制度において、指定管理者が、公の施設における目的外使用許可の一部を代行することができる。	公の施設の目的外使用許可は指定管理者に代行させているが、災害等緊急の場合は公用又は公共用に供する必要を生ずるものであり、市の指示により許可を取り消さずなど、指定管理者の管理監督者である市が最終的な権限を確保すべきものと考え、協定において規定し、指定管理者が公の施設の目的外使用許可の一部を代行できることとする。これにより指定管理者による一元化サービスの向上と、行政コストの削減が図られる。	施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合において、指定管理者が目的外使用許可を代行できる範囲及び基準を市の条例において規定し、指定管理者が公の施設の目的外使用許可の一部を代行できることとする。現在、市内外で、申請書の様式、受付システム、利用料金の収入先、意思決定ルール等、全てが複数パターンあり煩雑で高コストとなっている。住民サービスの向上と、行政コストの削減が図られる。	C	行政財産の目的外使用許可を受けて行政財産の使用については、借地借家法の場合は適用されず(自治法238の4)、公用又は公共用に供するため必要を生じたとき等には、地方公共団体の長又は委員会又はその許可を取り消すことができる(自治法238の4)こととされている。 行政財産の目的外使用許可処分については、こうした特別の法的措置が取られていることより、その性格から、地方公共団体の長などに専断的な付与されたとの言える。地方公共団体以外の者が「公用又は公共用に供するための必要性」を判断し、許可処分を行うことはできないものである。 なお、条例で規定することで、施設本来の目的の範囲内で使用できることにより、ご提案の内容は対応可能と考えられる。	「施設本来の目的の範囲内で使用できることとすることにより、提案の内容は対応可能」とのことであるが、公の施設において、自販機や売店等の設置以外で、空き店舗を一体的に利用するなど通常の利用と態様が異なるない利用の場合(例えば、勤労青少年ホームで臨時の老人会を開く、文化施設で展示即売会を行う等)については、施設の設置目的にかかわらず、通常の利用と態様が異なるないことをもって、対象者や目的を(厳)しく、目的の範囲内の利用として取扱うことが適当であるとの回答を解してよりしいか、補助金適正化法等との関係も含めて回答いただきたい。	貴省回答は「条例で規定することで、施設本来の目的の範囲内で使用できることにより、ご提案の内容は対応可能」とのことであるが、公の施設において、自販機や売店等の設置以外で、空き店舗を一体的に利用するなど通常の利用と態様が異なるない利用の場合(例えば、勤労青少年ホームで臨時の老人会を開く、文化施設で展示即売会を行う等)については、施設の設置目的にかかわらず、通常の利用と態様が異なるないことをもって、対象者や目的を(厳)しく、目的の範囲内の利用として取扱うことが適当であるとの回答を解してよりしいか、補助金適正化法等との関係も含めて回答いただきたい。	D	普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令(特別の定めがあるものを除く)ほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないこととされており、各団体が地域の特性に応じた条例で施設の目的等を広く定め、本来の目的の範囲内で使用できることを取扱い可能である。	貴省の回答にあるように、各団体が地域の特性等に応じて条例で施設の目的等を広く定め、本来の目的の範囲内で使用できることを取扱い可能である。本提案では、利用の態様に着目し、目的外使用許可を指定管理者に代行させるものであり、利用の目的に着目しない(定額)に当たっては、その他住民の福祉全般と捉えることとなる。施設の設置目的の特約に限定せず、住民の福祉全般と捉えることとして、補助金適正化法等との関係も含め、貴省ではどのような解釈をされるか伺いたい。	1 0 2 9 0 4 0	多治見市	総務省
0 4 0 5 0	県知事への各種届出義務を軽減する特区	地方自治法第158条第3項、第219条第2項、第233条第11項及び第61項、第252条の17の11	第百五十八条 (略) 2 (略) 3 普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県長に届けなければならない。 (予算の送付、報告及び公表) 第二百十九条 (略) 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要があるときは、直ちにこれを都道府県長に届出しなければならない。 かつ、その要領を住民に公表しなければならない。 (決算) 第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類を添えて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。 2- 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県長に届けなければならない。 (条例の制定改廃の報告) 第二百五十二条の十七の十一 第三第三項の条例を除くほか、普通地方公共団体は、条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、これを都道府県長に届けなければならない。	市町村において、条例の制定改廃及び予算を都道府県知事に届け出ることが義務付けられているが、この届出義務を軽減する。	現実的には、都道府県が広域にわたる事務や市町村の連絡調整に関する事務を適時適切に行うにあたっては、地方自治法(以下「法」という。) 第245条の4の規定に基づく(資料等)の提出の請求を行い、条例及び予算だけでなくそれらに付随する関連する事務について調査を行うケースが一般的であり、届出義務の規定により提供された市町村の組織、予算、決算、条例といった基本的な事項を都道府県が有効に活用しているが、疑問である。もし、有効に活用されていないのであれば、それは実務上必要のない事項であるか、又は都道府県に事務処理上の問題であるため、まずは届出義務に関する事務についての評価を行い、実務上不要であるならば、届出義務の規定を廃止し、法第245条の4の規定による資料請求の規定に一括することが現実的ではなかろうか。	地方自治法第252条の17の11の規定は、都道府県が広域にわたる事務や市町村の連絡調整に関する事務を適時適切に行うにあたって、都道府県が市町村の組織、予算、決算、条例といった基本的な事項について調査を行うことが必要であることとされている。届出義務を軽減する必要があると考える。	C	地方自治法第252条の17の11の規定は、都道府県が広域にわたる事務や市町村の連絡調整に関する事務を適時適切に行うにあたって、都道府県が市町村の組織、予算、決算、条例といった基本的な事項について調査を行うことが必要であることとされている。届出義務を軽減する必要があると考える。	事務の簡素化及び効率化並びにコストの削減の観点からいえば、現在の方法である、県が市町村の基本的な事項を把握する必要があるのならば、法第245条の4によれば現実的に可能であり、市町村に届出していただく必要も必要としない。届出義務を軽減する必要があるのではないかと。なお、この届出の方法については現在岐阜県と検討中であることを申し添えておく。	地方自治法第252条の17の11の規定は、都道府県が広域にわたる事務や市町村の連絡調整に関する事務を適時適切に行うにあたって、都道府県が市町村の組織、予算、決算、条例といった基本的な事項について調査を行うことが必要であることとされている。届出義務を軽減する必要があると考える。	情報公開の推進、通信技術の進歩等により、ホームページ等での市町村の基本的な情報を比較的確に得ることができることを考えると、都道府県は市町村からの報告による必要な情報収集が可能であり、不足する部分の情報については法第245条の4の規定により、事務の簡素化及び効率化は重要なこととあり、届出方法の改善について岐阜県と再度検討していただきたいと考えている。	1 0 2 9 0 7 0	多治見市	総務省		
0 4 0 6 0	機構改革の市長専決	地方自治法第158条	第百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌するため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直下直下の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めなければならない。 3 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県長に届けなければならない。	自治体の内部組織の機構改革を専決事項とするもの。	自治体の内部組織は、行政組織の執行体制の問題であるため、本来専決の権限に属するものであり、専決事項とするべきと考える。	地方自治法第158条によると、自治体の内部組織の設置及び事務分掌は条例事項とされ、議会の承認を得るものとされているが、専決事項とするもの。	C	地方自治法第158条によると、自治体の内部組織の設置及び事務分掌は条例事項とされ、議会の承認を得るものとされているが、専決事項とするもの。	国では各行政機関の役割のみ法律(各省設置法)で規定され、部局の設置は政令(各省組織令)で規定されている。比較して、普通地方公共団体では長の直下直下に限定され、その自治体の内部組織のあり方については首長の強いリーダーシップの下で整備されるべきであると考える。また、首長の内部組織編成が議会で安易に否認される現行法では、自治体の執行権を市長に付した住民の選択が無効になる可能性がある。	市長は住民の直接選挙によって信任された自治体の執行権の長であり、その自治体の内部組織のあり方については首長の強いリーダーシップの下で整備されるべきであると考える。また、首長の内部組織編成が議会で安易に否認される現行法では、自治体の執行権を市長に付した住民の選択が無効になる可能性がある。	市長の権限は総合行政主体である地方公共団体の事務の総合調整等、全般に渡っており、こうした権限を分掌する組織については、その設置の抑制も含め、議会によるチェックが必要である。 なお、特区案の検討要請中の見解に対しては、議院内閣制と大統領制といった制度の差異から一概に議院内閣制を市長に付した住民の選択が無効になる可能性がある。また、首長の内部組織編成が議会で安易に否認される現行法では、自治体の執行権を市長に付した住民の選択が無効になる可能性がある。	市長の権限は、地方自治法第147条(長の統括代表権)、第148条(事務の管理及び執行)など明確に規定されている。長の執行権の範囲をいえる内部組織編成が議会で否認される現行法では、現実的には長の執行権を現実的に担保するには、行政機構を市長の専決にすることが必要であると判断できるため、再考願いたい。	1 0 2 9 0 3 0	退子市	総務省	
0 4 0 7 0	執行機関の条例による設置	地方自治法第130条の第1項	第百三十八条の三 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。 2-3 (略)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項によれば、普通地方公共団体の執行機関の設置は、法律によることとされている。本提案は、執行機関を条例により設置することを可能とするものである。	第9次提案の際の再回答において、憲法第92条により地方公共団体の執行機関の設置は法律によることとされているが、人事委員会及び公平委員会の設置については人口要件により選択的に条例に委ねられているところである。また、教育委員会・農林委員会を持つ機関を設置する必要がある。この制度の実効性を担保するためには、独自の権限を執行機関に付与する必要がある。現時点の社会情勢や不祥事等に鑑み、現行の制度では対応できない問題やニーズに対応しているため、地方自治の本義に則り自治体の内部組織のあり方について自由度を拡大するため、条例による執行機関の設置を可能とするよう提案する。	第9次提案の際の再回答において、憲法第92条により地方公共団体の執行機関の設置は法律によることとされているが、人事委員会及び公平委員会の設置については人口要件により選択的に条例に委ねられているところである。また、教育委員会・農林委員会を持つ機関を設置する必要がある。この制度の実効性を担保するためには、独自の権限を執行機関に付与する必要がある。現時点の社会情勢や不祥事等に鑑み、現行の制度では対応できない問題やニーズに対応しているため、地方自治の本義に則り自治体の内部組織のあり方について自由度を拡大するため、条例による執行機関の設置を可能とするよう提案する。	C	行政委員会制度について弾力化することは必要と認識しているが、憲法上、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は法律で定めることとされている(日本国憲法第92条)。 地方公共団体の執行機関は、独自の執行権をもち、その担任する事務の管理及び執行に当たって自ら決定し、表示しうるものである。その設置は地方公共団体の根本組織に関するものである。このため、その設置は法律によることが必要である。法律によること、条例によって執行機関を設置することは困難である。	本市において設置を検討している機関は、市民からの直接の権利侵害(苦情)を迅速に処理し、市民の権利利益の保護を目的としており、現行法に規定のある監督委員の業務を拡大し、実現することができないか、再度検討し、回答された。	本市において設置を検討している機関は、市民からの直接の権利侵害(苦情)を迅速に処理し、市民の権利利益の保護を目的としており、現行法に規定のある監督委員の業務を拡大し、実現することができないか、再度検討し、回答された。	本市において設置を検討している機関は、市民からの直接の権利侵害(苦情)を迅速に処理し、市民の権利利益の保護を目的としており、現行法に規定のある監督委員の業務を拡大し、実現することができないか、再度検討し、回答された。	1 0 2 9 0 5 0	多治見市	総務省		

04 総務省(特区第10次 再々検討要請)

コード管理	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体名	関係官庁	制度の所管
0401030	障害者を多数雇用する企業との優遇先契約	地方自治法第167条の2第1項第3号	<p>(随意契約) 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 二 略 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十三号)第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同法第五項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第二十七号)第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所(障害者福祉基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。) 三 において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れられる契約、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十九号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター運営若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。 四-九(略) 2-4(略)</p>	<p>障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グロ-バルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れる企業が顕著し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。</p>	<p>障害者が健常者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕著し、他の範とする。</p>	C		<p>現行制度上、随意契約によることが認められるものは、随意契約による方が経済性を発揮できるもの、契約の相手方が自ずから特定されるもの、契約の履行を特に確保する必要があるもの、競争入札に付するまででもないもの、少額の契約について事務処理の合理化を図るもの、競争入札に付することによる支障を来してしまふようなものである。ご提案の内容については、これらの随意契約の方法によることのできる事由としては、客観的に認められないもの。なお、障害者を多数雇用している事業者であっても営利事業者であり、指名競争入札に積極的に指名する等の手法で契約機会の拡大を図ることが可能である。</p>	<p>本提案内容は、随意契約の対象の拡大を求めているのではなく、障害者を多数雇用する企業と優先的に契約するような措置を求めている。具体的には、入札時に同額入札だった場合に、上記企業と優先的に契約すること等を求めている。本提案内容について、再度検討し回答されたい。</p>			<p>地方公共団体の入札契約においては、入札参加資格及び入札条件を満たした入札参加者についてはすべて平等に取り扱われるべきである。これは同額の入札で落札者となるべきものが2人以上ある場合においても同様であり、その方法として最も公平である「くじ」で定めることとしている。 なお、障害者を多数雇用している事業者であっても営利事業者であり、指名競争入札に積極的に指名する等の手法で契約機会の拡大を図ることが可能である。</p>					社団法人日本ユニバーシタス協議会連合会	総務省 経済産業省	
0401040	創業促進特区	地方自治法第167条の2第1項第4号及び地方自治法施行令第12条の2	<p>地方自治法施行令 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則により、買入れられる契約をするとき。 地方自治法施行規則 第十二条の三の二 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下本案において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであるものとの区別が認められること。 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の効率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。 三 次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切であること。 四 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 新商品の生産の目標 二 新商品の内容 三 新商品の生産の実施時期 四 新商品の生産の実施方法及び実施に必要な資金の額及びその調達方法 三 普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。 四 普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画(前項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの)に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施しないとき、その認定を取り消すものとする。</p>		<p>地域における新技術採用品の新技術採用を促進し、また、試験調達の促進(試験調達制度)及び同採択手続きの合理化</p>	D	<p>「試験地用」制度において、過去の採用実績を記載させるのは制度的に矛盾している。政策的判断で例えば試験5年以内の企業から優先調達(随意契約)することによって、地域産業の興隆を図ることができる。</p>	<p>「試験調達」の意味が不明であるが、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号及び地方自治法施行規則第12条の3の2の規定に基づき、一定の要件に該当する場合には、地方公共団体の長は、新商品として生産する物品を随意契約により調達することができる。</p>							社団法人日本ユニバーシタス協議会連合会	総務省 経済産業省			
0401050	公的施設の一体的な設置・管理の内容	地方自治法第238条の2第1項、第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号、第2号及び第7号	<p>地方自治法 (公有財産に関する長の総合調整) 第二百三十八条の二 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。 三 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百二十八条の四第二項若しくは第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものによつて行うときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。 三(略) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育委員会の職務権限) 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一 教育委員会が所管する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。 三-六(略) 七 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関すること。 八-十九(略)</p>	<p>市長部局や教育委員会の組織的な権限を越えて、市が設置する公的施設の整備や管理運営、教育財産の管理を、市長が一元に行うことができるようにする。 現状では、執行機関ごとに施設を整備・管理運営をしているため、一つの市の施設であったとしても、一体的な管理運営することが認められておらず、教育財産についても市長が管理できない状況である。このため、一つの市役所の中でも、市長部局と教育委員会とのそれぞれで施設や財産を管理する担当者配置するなど、決り効率的な財政運営に結びつけているとは言えない状況にある。本提案は、こうした二重行政の弊害を改善し、小規模な自治体での効率的な財政運営につながるものとする。</p>	<p>学校、公民館、文化交流施設など、教育委員会が所管する施設の整備や管理運営を、市長が行えるようにすること。</p>	D	<p>骨太の方針2006(平成18年7月7日閣議決定)において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)においては、学校施設について「現行制度上、学校施設の整備・管理に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方自治体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。」とされ、特区対応とされたこと。 これを受け、現在当該制度を所管する文部科学省において具体的な検討が進められているものと承知しており、連野市のご提案も踏まえつつ、今後検討が進められるものと考えている。</p>								連野市	総務省 文部科学省			
0401060	公民館事務に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第12号	<p>(教育委員会の職務権限) 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一-十一(略) 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三-十九(略)</p>	<p>教育委員会が担当する社会教育分野、特に公民館の整備・管理事務について、地方公共団体の判断により首長が担当できるようにする。</p>	<p>・公民館の整備・管理権限を教育委員会から首長へ移譲し、住民の多様な活動拠点として活用する。 現行制度上、教育委員会が担当することとされている社会教育に関する事務については、地方自治法199条の7によれば、教育委員会から普通地方公共団体の長への委任はできず、首長の補助機関たる職員等への事務委任に留まっている。社会教育に関する事務、特に公民館の整備・管理事務に関して、予算編成権や条例制定権を有する首長の明確な責任と判断で行えるようになることで、多様な住民ニーズに的確・迅速に対応できるようになり、より効率的・効率的な公民館運営が可能となる。</p>	F	<p>骨太の方針2006(平成18年7月7日閣議決定)において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)においては、社会教育について「現行制度上、社会教育に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方自治体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的な内容を検討する。」とされ、今後検討を進めるとされたこと。 これを受け、現在当該制度を所管する文部科学省において具体的な検討が進められているものと承知しており、普通市市のご提案も踏まえつつ、今後検討が進められるものと考えている。</p>							普通市	総務省 文部科学省				

04 総務省(特区第10次 再々検討要請)

コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体名	関係府庁	制度の所管
0271	税滞納者に対する納付請求権を徴収職員に付与する	地方自治法243条、地方自治法施行令第158条、第158条の2	規制改革・民間開放推進3年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づき、非常勤職員である徴収職員に税滞納者に対する納付請求権を付与し、支払を拒否する相手に対する納付を請求することを、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づき、非常勤職員である徴収職員に税滞納者に対する納付請求権を付与し、支払を拒否する相手に対する納付を請求することを、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	本市の5次提案に対して、総務省からは、滞納者に対して滞納の事実を知らせ納付を促す一般的な納付要請は非常勤職員が行うことは問題ないとの回答が寄せられたものの、支払を拒否する相手に納付を請求すること、公権力の行使を伴う行為は、非常勤職員が行うことは適切ではないとされた。しかも一般的な納付要請と、公権力の行使を伴う行為の境界が不明確であるため、コンプライアンスを絶対条件とする草加市においては、徴収職員が効率的な納税督促活動を行う際の大きな障害となっている。他方、例えば弁護士は、徴税吏員でないにもかかわらず、自治体からの委託を受けて税の「納付請求」を行うことが可能とされている。そこで、地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、非常勤職員である徴収職員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求することを、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	C	地方税の納付を拒む者に対し、課税権を有する地方団体に代わって納税義務の履行を請求する行為は、租税の性格上、不適当であると考へている。なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁止されていない。	徴収業務において、一般的な納付要請の事務と、公権力の行使を伴う事務の違いが不明確である。規制改革・民間開放推進3年計画において、地方税の徴収業務について民間への開放を推進していることから、上記事務の違いについて、通知等により明確化し、嘱託員や民間を活用した徴収業務の推進を図ることはできないか。右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答された。	C	租税の性格上不適当との回答を頂いたが、これが租税の自力執行力を指すのであれば、問題となるのは強制執行においてであり、本提案はそこまでの規制の特例は求めていない。本提案の趣旨は、徴収職員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求することを、市民の行使を伴う行為」の境界を明確にすることによって、徴収職員による効率的な納税督促活動を可能とすることである。なお、秘密を漏洩した徴収職員に「2年以下の懲役、100万円以下の罰金」を科すことができるため、地公法・地税法の義務「罰則」は条例で代替可能と考へるので、この点も踏まえて本提案実現への判断をいただきたい。	規制改革・民間開放推進3年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日総令第19号)などで、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を推進している。なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁止されていない。	先日改定が閣議決定された公共サービス改革基本方針において、「平成18年度中に先進的な取り組み事例を地方公共団体に周知する」としているが、本提案内容に関する事項について明確にすることを理解できるか。また、「公金の徴収業務に係る民間事業者の活用」の在り方については、早急に検討する必要がある。本提案の内容も踏まえて再度検討し、回答された。	102030	草加市	総務省 法務省			
0402	税滞納者に対する納付請求権を徴収職員に付与する	地方自治法243条、地方自治法施行令第158条、第158条の2	規制改革・民間開放推進3年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づき、非常勤職員である徴収職員に税滞納者に対する納付請求権を付与し、支払を拒否する相手に対する納付を請求することを、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づき、非常勤職員である徴収職員に税滞納者に対する納付請求権を付与し、支払を拒否する相手に対する納付を請求することを、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	本市の5次提案に対して、総務省からは、滞納者に対して滞納の事実を知らせ納付を促す一般的な納付要請は非常勤職員が行うことは問題ないとの回答が寄せられたものの、支払を拒否する相手に納付を請求すること、公権力の行使を伴う行為は、非常勤職員が行うことは適切ではないとされた。しかも一般的な納付要請と、公権力の行使を伴う行為の境界が不明確であるため、コンプライアンスを絶対条件とする草加市においては、徴収職員が効率的な納税督促活動を行う際の大きな障害となっている。他方、例えば弁護士は、徴税吏員でないにもかかわらず、自治体からの委託を受けて税の「納付請求」を行うことが可能とされている。そこで、地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、非常勤職員である徴収職員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求することを、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	C	地方税の納付を拒む者に対し、課税権を有する地方団体に代わって納税義務の履行を請求する行為は、租税の性格上、不適当であると考へている。なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁止されていない。	徴収業務において、一般的な納付要請の事務と、公権力の行使を伴う事務の違いが不明確である。規制改革・民間開放推進3年計画において、地方税の徴収業務について民間への開放を推進していることから、上記事務の違いについて、通知等により明確化し、嘱託員や民間を活用した徴収業務の推進を図ることはできないか。右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答された。	D	租税の性格上不適当との回答を頂いたが、これが租税の自力執行力を指すのであれば、問題となるのは強制執行においてであり、本提案はそこまでの規制の特例は求めていない。本提案の趣旨は、徴収職員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求することを、市民の行使を伴う行為」の境界を明確にすることによって、徴収職員による効率的な納税督促活動を可能とすることである。なお、秘密を漏洩した徴収職員に「2年以下の懲役、100万円以下の罰金」を科すことができるため、地公法・地税法の義務「罰則」は条例で代替可能と考へるので、この点も踏まえて本提案実現への判断をいただきたい。	規制改革・民間開放推進3年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日総令第19号)などで、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を推進している。なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁止されていない。	1082030	草加市	総務省 法務省				
0208	守秘義務規定の適用解除	地方自治法第21条	市債権の回収に関する調査事務には、所管する事務以外の業務では活用できない。	同一の債権者(市長が同一の債務者(滞納者)に対し、同一の法律(国税徴収法)に基づき同一行為(債権回収・財産調査や滞納処分等)を行う場合には、守秘義務の解除を行う。	市債権の回収に関する調査事務により入手した情報(秘密事項)については、所管する事務以外の業務では活用できないため、負担部門において同一の滞納者に対する調査を重複して行うとともに、それぞれ納付報告を行っている。また、差押財産(預金等)に残金がある場合でも、他の市債権への充当ができないため、滞納者に返還せざるをえない。これらの弊害を解消するためには、守秘義務規定の解除が必要であり、当該規制緩和を、調査を受ける側の金融機関等の事務負担の軽減や国民生活保護の「税・料・料」への移行の促進にも資するものと考えられる。向 代 替 措 置 今回の規制緩和を実施しても、対象は必要最小限の滞納者情報であり、その効果は自治体の枠内で完結するものであることから、守秘義務の趣旨を損なうものではないと考へている。	提案理由: 市債権の回収に関する調査事務により入手した情報(秘密事項)については、所管する事務以外の業務では活用できないため、負担部門において同一の滞納者に対する調査を重複して行うとともに、それぞれ納付報告を行っている。また、差押財産(預金等)に残金がある場合でも、他の市債権への充当ができないため、滞納者に返還せざるをえない。これらの弊害を解消するためには、守秘義務規定の解除が必要であり、当該規制緩和を、調査を受ける側の金融機関等の事務負担の軽減や国民生活保護の「税・料・料」への移行の促進にも資するものと考えられる。向 代 替 措 置 今回の規制緩和を実施しても、対象は必要最小限の滞納者情報であり、その効果は自治体の枠内で完結するものであることから、守秘義務の趣旨を損なうものではないと考へている。	D	国民健康保険料に係る滞納者の所得情報(以下滞納者情報)については、国税徴収法第141条の規定に基づき、滞納者等に対して財産に關し必要な質問及び検査への応答義務が課せられることから、当該情報は、滞納者との関係においては、秘密ではないと考へられる。併せて、同法第146条の2の規定に基づく国保担当課からの照会又は協力依頼に対しては、滞納者情報を取得した国保担当課にも守秘義務(罰則規定あり)が課せられることから、税務担当課が必要な範囲内で滞納者情報を提供することは、現行法上可能である。国税徴収法の適用を受ける介護保険料、保育料についても同様。なお、各団体の個人情報保護条例等でも、滞納者情報の取扱いについては慎重に対応された。	地方税法において、調査事務により入手した情報(秘密事項)については、所管する事務以外の業務では活用できないという規定があるため、情報を共有して良いか、判断に悩むケースが多々あると思われる。については、貴省回答内容について地方公共団体へ周知し、事務の明確化ができないか検討された。	D	北九州市の提案に対する回答が、ホームページに公表されることを通じて、周知されるものと考えている。	1037010	北九州市	総務省					
0402	地方公務員一般職のサラー制(年俸制)	地方公務員法第17条第2項	職員は、…条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。	本市では、管理職職員(主にスタッフ職等の希望者)へのサラー制(年俸制)の導入を検討しており、基本給に業績給を加えたものは、基本給に業績給を加えたものとし、業績給については、業績評価制度の結果を反映するものとします。また、前年度の年俸より減額されることも想定されるため、地方公務員法第27条第2項に基づき(分限処分である降給)について、新たに条例で定めるものとします。降給の扱いについては、年俸を12で除し、毎月の給料日に支給するものとします。	年俸による給料表を作成します。年俸は、基本給に業績給を加えたものとし、業績給については、業績評価制度の結果を反映するものとします。また、前年度の年俸より減額されることも想定されるため、地方公務員法第27条第2項に基づき(分限処分である降給)について、新たに条例で定めるものとします。降給の扱いについては、年俸を12で除し、毎月の給料日に支給するものとします。	年功によらず、評価期間における組織及び職としての事業目標を設定し、その目標の達成度成果として評価することにより、給与面からの意識転換を行い、チャレンジングな組織へと脱皮することを目的としています。今回の導入は、管理職職員へのサラー制(年俸制)の導入を検討することにより、地方公務員法に基づき(給料表の規定及び分限処分)の適用緩和を求めるとともに、降給による給料表の変動するものとなるため、実際に支給される給料額が給料表に明示されないことになり、また、地方公務員法における分限処分は、職員の職責を十分に果たすことができない場合としており、その場合に公務率を維持し、適正な運営を確保することを目的として分限処分を行うことが認められています。この趣旨には、いわゆる業績評価による処分は想定していません。	C	提案されている給与制度は、次の理由から適切でないと判断せざるを得ないものである。 - 地方公務員の給与については、職員の職務と責任に応ずるものでなければならないという職務給の原則があること。同一の職(同一の級)において、異なる給料が支給されることとなり、職員の職務と給料が関連づけられず不適切であること。 - 地方公務員の給与については、住民自治の原則に基づき(住民の同意が必要である)ことから、条例に開いて支給されなければならない給与と条件主義の原則があること。責任基本給のみを条例で定めることは、明確にこの原則に反すること。 なお、勤務成績に応じた給与上の措置については、現行制度においても、勤務成績に応じて、昇給額の決定や勤労手当の成績率への反映を通じた給与の増減額が行なえることである。提案団体の趣旨は、まずは提案団体において国の給与構造改革に準じた給与構造見直しを行い、適切に運用することにより、十分実現できるものである。	貴省が適切でないと判断している理由について、1点目は提案者からの再意見により適切であると判断され、2点目についても、最低基本給の他に、職務給の幅を定めることにより、適切に判断できるのではないかと考へており、また、提案主体からの意見も踏まえて再度検討し、回答された。	C	公務員には、政治からの中立性を担保するために身分保障が認められており、行政の継続性と安定性を確保するために、任命権者が任意に職員に対して不利益な処分を行うことは否定されている。這子市の提案のように、任命権者が、職員の給与決定にあたり、級・号を本給の減算を行うことは、実質的に降給と同様の効果をもたらすことになると考へられ、このことは、地方公務員法が分限処分について厳格に規定することにより確保しようとしている職員の身分保障の趣旨に反する。次に、地方公務員の給与には、条例に基づいて支給されるべきという給与原則主義の原則がある。これは、公務員の地位の特殊性と職務の公共性から労働基本権に一定の制限が加えられていることと代償措置的性格を有するものである。公務員の給与は条例で明確に定めなければならないという要請に加えて、公務員の給与は住民自治の原則に基づき(住民の同意が必要である)という民主主義の要請に基づきものである。基本的給与と条件給について、這子市提案の制度のようにその上限を条例で定めるのみでは、個々の職員の権利保障という観点からも、住民による民主主義的チェックという観点からも、給与原則主義の趣旨に反する。また、這子市において「管理職職員としての職務・職責に応じた基本給を付与することにより、職務給の原則から外れるものではない」としている「基本給」の定義自体が、そもそも「給料」とあると考へられるから、「業績給」については、実質的に地方自治法第204条第2項に規定されている方法より代えることはできないものとする。	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答された。	101010	這子市	総務省				
0403	任期付短時間勤務職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第5条		任命権者は、各類型に応じた要件を満たす場合、短時間勤務職員を任期で採用することができる。	過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務を希望する者、夜間のみ勤務を希望する者など、働く者の多様なライフスタイルに対応した弾力的な雇用が可能となるよう、任期付短時間勤務職員の採用について、法定の要件以外に、法定の要件における採用を可能とする。	現行法で定めている一定期間における業務量増加への対応など公務の効率化を図るための採用に代わり、条例で定める場合の採用を可能とすることにより、過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務を希望する者、夜間のみ勤務を希望する者など、働く者の多様なライフスタイルに対応した弾力的な雇用を可能とする。	現行法で定めている一定期間における業務量増加への対応など公務の効率化を図るための採用に代わり、条例で定める場合の採用を可能とすることにより、過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務を希望する者、夜間のみ勤務を希望する者など、働く者の多様なライフスタイルに対応した弾力的な雇用を可能とする。	C	公務の運営については、公務の中立性の確保、公務の能率性の追及等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心として行われているが、任用・勤務形態の多様化を図る観点から、任期付短時間勤務職員制度等を導入しているところである。貴省要請における「過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務」が想定している従事する事業の範囲やこれらの事業に従事する期間・頻度が明らかでないが、このような勤務を恒常的に実現するための制度は、民間においても認められているとは考へられず、公務員制度としてそのような制度を設けることは困難である。なお、国においては配偶者、父母等の介護をするため、勤務しながらが相当であると認められる場合には、介護を必要とする一時的な状況に、連続する6月の期間内において必要と認められる期間、介護休暇が認められており、これと同様の制度を地方公共団体においても導入することが可能となっている。	本提案は、労働者が自らのライフスタイルに応じて能力が発揮できるよう、過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務を希望する者や、夜間のみ勤務を希望する者などに対して雇用の場を提供しようとするものである。また、公的施設の管理業務や病院の夜間看護業務などに、常勤職員や短時間勤務職員を組み合わせて配置するなどにより、柔軟な執行体制を構築することができるものとする。一層の定数の適正化を図ることができるものとする。民間企業における短時間正社員制度の導入は、まだ少ない状況にあるが、今後、導入する企業が増加していくものとする。(別様有(1))	C	公務の運営については、任期の定めのない常勤職員を中心として行われており、任期付短時間勤務職員制度は、そのような原則の例外として、一定の期間における特定業務に従事する場合に限り、導入されているものである。具体的には、一定期間内に業務終了が見込まれる場合、一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合、対住民サービス向上、又は向上されたサービスを提供する機会等に任用できる制度となっており、貴省要請の「公的施設の管理業務、等」においても、一定の期間には、工夫次第で短時間勤務職員の活用を図ることができるものとする。一層の定数の適正化を図ることができるものとする。民間企業における短時間正社員制度の導入は、まだ少ない状況にあるが、今後、導入する企業が増加していくものとする。(別様有(1))	右提案主体の意見を踏まえて再度検討し、回答された。	105050	兵庫県	総務省				

04 総務省(特区第10次 再々検討要請)

コト管理 コード	具体的事業を実施するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体名	制度の所管関係官庁	
040360	「ご近所さんまちづくり」モットーを掲げ、ご近所さんまちづくりの推進を目的とした「ご近所さんまちづくり」の推進を図るための情報公開に関する事項			情報公開制度上、情報公開法の適用が除外されているもの、登記簿等に記載されているが、東京都練馬区内の政府未利用地を有する国有地等の情報公開を求む。	練馬区内に所在する未利用国有地(6件)の情報 一般には情報公開されていない未利用国有地及び一軒家物件の情報 宿舎用地で今後利用形態が見込まれる予定の国有地 以上の3点について情報公開を求めたいが、登記簿等については情報公開法の適用が除外されているため、この部分の規制を緩和し、これを、国有地等の情報が明らかになれば、区のまちづくりに有効に利用が図られ、虫食い状態の政府未利用地等未利用地の解消にもなる。(別添資料:5)	練馬区には一軒家物件等による虫食い状態の政府未利用地等未利用地も存在している。しかし、国等の情報公開法により、誰でも、行政文書の開示を請求することができ、開示請求された行政文書は、原則として開示されることとなっているが、登記簿等は適用除外される。また、一部公開されている情報も先制情報が大部分を占め、情報として一元化されていない。現在利用中及び未利用地を問わず政府未利用地を含む国有地等情報公開制度に基づき(入手は困難である。そこで、まちづくりの核として利用を図り、まちかど防災の拠点に資するために、公開を求む。	D		提案者は、未利用国有地の情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)において、登記簿等が適用除外とされているため、これらの情報公開を求めたい。しかし、登記簿等については、個人情報等の情報公開法の不開示範囲まで開示範囲に含む独自の完結した体系的な開示制度が、不動産登記法で定められていることから、情報公開法の適用除外としているものである。したがって、登記簿等の閲覧を希望するのであれば、不動産登記法の規定に則して請求したい。								1 0 7 9 0 1 0	総務省 法務省 財務省	
040370	投票所入場整理券の交付時期の緩和	公職選挙法第31条第1項、選挙管理委員会に関する法律施行令第5条	市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならないとされている。	公職選挙法施行令第31条第1項に基づき、投票所入場整理券の交付は、公示又は告示の日以前にできない。しかしながら、人口の多い当市の場合、郵送完了までに一定期間を要し、あらかじめ選挙期日や期日前投票などに関する内容を周知することは困難であり、特に選挙期間が短い選挙では、その影響は大きく、投票しやすい環境の阻害原因となっている。ただし、事前に無投票が想定されるような選挙では、選挙の確定を待たずに交付すべき場合もある。したがって、有権者の利便性や影響などを総合的に勘案し慎重に交付の時期を定め、交付の時期を公示又は告示日以後より画一的にすることなく、市の裁量により交付することができるようにすべきと考える。なお、選挙時登録者は、当該法律施行令に規定されているとおり公示又は告示日以後すまやかに交付すべきもので、市の裁量により交付の時期を定めることは望ましいことではない。	公職選挙法施行令及び選挙委員会に関する法律施行令に基づき、投票所入場整理券の交付は、公示又は告示の日以前にできない。しかしながら、人口の多い当市の場合、郵送完了までに一定期間を要し、あらかじめ選挙期日や期日前投票などに関する内容を周知することは困難であり、特に選挙期間が短い選挙では、その影響は大きく、投票しやすい環境の阻害原因となっている。ただし、事前に無投票が想定されるような選挙では、選挙の確定を待たずに交付すべき場合もある。したがって、有権者の利便性や影響などを総合的に勘案し慎重に交付の時期を定め、交付の時期を公示又は告示日以後より画一的にすることなく、市の裁量により交付することができるようにすべきと考える。なお、選挙時登録者は、当該法律施行令に規定されているとおり公示又は告示日以後すまやかに交付すべきもので、市の裁量により交付の時期を定めることは望ましいことではない。	D		投票所入場券は、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に交付することとされており、各団体に工夫して、できる限り早期に交付できるように努めているものも承知している。	また、選挙期日、期日前投票など選挙に関する周知・啓発については、各団体に工夫して、積極的になされているものも考えている。	なお、投票所入場券は、その事前の交付によって選挙の公正・投票場所周知させ、かつ、投票当日の投票所において選挙人であることを確認する手段に投票させることも違法ではないとされている。	右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答された。						1 0 3 4 3 1 0	川口市	総務省
040380	市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためにマニフェストの頒布ができるとともに、マニフェスト作成を公営とする特区	公職選挙法第142条の2	総選挙又は通常選挙においては、候補者届出政党若しくは衆議院各所属出政党又は参議院各所属出政党若しくは衆議院各所属出政党又は参議院各所属出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方針等を記載したもの又はこれらの方針等を記載したものととして総務大臣に届け出たそれぞれ一種類のパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布(配布を除く。)することができる。	公職選挙法第142条の2を改正し、市長、市議会議員選挙の候補者が市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方針等を記載したパンフレット又は書籍を、市の選挙管理委員会に届け出たそれぞれ一種類を、選挙運動のために頒布することができるようにする。選挙の告示前にこれらを作成するために事務員を雇用した場合については、当該パンフレット又は書籍作成の業務に従事した各日について、その勤務に対して支払うべき報酬の額合計額を公費とする。	選挙運動において、より具体的な政策を記載したパンフレット又は書籍の配布が可能となることにより、市民が市政に対する理解を深めることになり、課題となっている投票率の低下傾向に歯止めをかけることに繋がる。このために、パンフレット又は書籍の作成のために従事する事務員の人員費を公費とするなどにより、当該パンフレット又は書籍の作成に負担がかからないようにする。	C		地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、その必要性も含め各党各派に十分に議論がなされる必要があるならば、貴会から各会派に対し、その必要性を検討し、必要に応じて予算がつけられるよう働きかけていただき、前回に引き続き提案するもの。	地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、その必要性も含め各党各派に十分に議論がなされる必要がある。	右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答された。						1 0 2 9 0 6 0	多治見市	総務省	
040400	自治体首長及び議員の立候補制限の解除	公職選挙法第89条、第90条	国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、一部の者を除き、在職中、公職の候補者となることができない。また、公職の候補者となることができない公務員が、届出により公職の候補者となったときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日当該公務員たることを辞したものとみなす。	地方自治体の首長及び議員に限り、現在の職の任期後に任期が開始する公職については、在職中であっても、立候補することができる。このことにより、統一地方選挙などにおいて、議会議員から首長、市長から議会議長、市町村から市長、議員から議会議長、市町村から議員、市町村から立候補が容易となり、地方自治の活性化に繋がる。また、任期満了まで在職することが可能なため、不在となる期間がなくなり、現職についての責任が果たされることとなる。	公職選挙法第89条及び第90条の規定により、自治体首長及び職員は、公職の立候補が制限されており、立候補した場合、失職することとなる。このため、統一地方選挙などにおいて、議会議員から首長、市長から議会議長、市町村から市長、議員から議会議長、市町村から立候補が容易となり、地方自治の活性化に繋がる。また、任期満了まで在職することが可能なため、不在となる期間がなくなり、現職についての責任が果たされることとなる。	C		公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除すること。公務員の職務遂行に支障なからしめること。現職のまま選出と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制すること。この理由から、現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは禁止されているところである。	公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除すること。公務員の職務遂行に支障なからしめること。現職のまま選出と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制すること。この理由から、現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは禁止されているところである。	公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除すること。公務員の職務遂行に支障なからしめること。現職のまま選出と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制すること。この理由から、現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは禁止されているところである。	公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除すること。公務員の職務遂行に支障なからしめること。現職のまま選出と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制すること。この理由から、現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは禁止されているところである。						1 0 2 9 1 2 0	多治見市	総務省
040410	地方公務員と地方議会議員との兼ね	公職選挙法第90条	国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、一部の者を除き、在職中、公職の候補者となることができない。また、公職の候補者となることができない公務員が、届出により公職の候補者となったときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日当該公務員たることを辞したものとみなす。	地方公務員に限り、当該職員が所属する団体の区域外における地方議会議員との兼ねが可能となる。また、地方議会議員に限り、当該職員が所属する団体の区域外における地方議会議員との兼ねが可能となる。このことにより、市民に代弁されるべき地方議会議員との兼ねが可能となる。	公職選挙法第89条及び第90条の規定により、単純な労働に雇用される職員以外の地方公務員は、公職の立候補が制限されており、立候補した場合、失職することとなる。また、地方公共団体の議会議員と当該団体以外の地方公共団体の議員との兼ねが可能となることと検討すべき課題とされているところ。	C		現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは、公務員の職務遂行に支障なからしめること、現職のまま選出と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制することといった理由から禁止されているところである。	現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは、公務員の職務遂行に支障なからしめること、現職のまま選出と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制することといった理由から禁止されているところである。	現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは、公務員の職務遂行に支障なからしめること、現職のまま選出と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制することといった理由から禁止されているところである。	現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは、公務員の職務遂行に支障なからしめること、現職のまま選出と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制することといった理由から禁止されているところである。						1 0 9 9 0 3 0	多治見市	総務省
040420	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権の付与	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙権を有する。	公職選挙法第9条第2項の改正し、一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与することにより、市民に代弁されるべき永住外国人への地方選挙権を付与するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。	C		永住外国人に対する地方選挙権付与については、我が国の制度の根幹に關する重要な問題であり、国会の議論が十分に行われる必要がある。なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。	永住外国人に対する地方選挙権付与については、我が国の制度の根幹に關する重要な問題であり、国会の議論が十分に行われる必要がある。なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。	永住外国人に対する地方選挙権付与については、我が国の制度の根幹に關する重要な問題であり、国会の議論が十分に行われる必要がある。なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。						1 0 9 9 0 3 0	三次市	総務省	
040430	満18歳以上の市民への地方選挙権の付与	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙権を有する。	公職選挙法第9条の改正し、満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	満18歳以上の市民に対し、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与することにより、市民に代弁されるべき永住外国人への地方選挙権を付与するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。	C		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法上の責任年齢など法律体系全般との関係も十分に考慮しながら検討されるべき問題である。いづれにしても、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各派に十分に議論がなされる必要がある。	選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法上の責任年齢など法律体系全般との関係も十分に考慮しながら検討されるべき問題である。いづれにしても、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各派に十分に議論がなされる必要がある。	選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法上の責任年齢など法律体系全般との関係も十分に考慮しながら検討されるべき問題である。いづれにしても、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各派に十分に議論がなされる必要がある。						1 0 9 9 0 4 0	三次市	総務省	

04 総務省(特区第10次 再々検討要請)

コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の種類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案番号	提案主体名	制度の所管(関係官庁)	
0403430	専任水防団活動の公務範囲の明確化	消防団員等公務災害補償等共済等に関する法律第6条第1項	消防団(消水兼任消防団)の公務範囲として定められている風水害時等の自然災害における住民の避難誘導や、イベント等における警戒など地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務について、専任水防団の公務ともみなされる「専任水防団の公務範囲の明確化」を図る。	消防団(消水兼任消防団)は、消防組織法第1条などで広範囲の活動が認められており、水害等の予防活動を行った場合、消防団は公務となるが、専任水防団員については明確な規定がなく、不明確である。消防力の整備指針第34条第1項(平成12年1月消防庁告示)のように明確化されているため、消防団と同様な公務災害が補償されず、またその審査に時間を要している。同じ公務を遂行しながら消防団と専任水防団では、明確な基準があるかないかにおいて公務災害における補償の格差が生じることとなる。この格差を是正することにより専任水防団が安心して地域水防活動に参加でき、十分な使命を果たすことができる。	専任水防団員は、水防活動の一環として地域活動への協力などを通じ地域との連携を図りながら、消防団(消水兼任消防団)と共に活動している。しかし、同じ非常勤公務員で、同じ公務を遂行しながら、消防団は、公務であることが明確化されているが、専任水防団員は、不明確であるため、不安の中で活動を行っている。岐阜市水防団員(1624人)においては、この不安を解消することが急務である。今年8月の中部地方整備局の要望状においても大きな問題となった公務災害における補償等の格差を生じないようにするため、専任水防団員の活動範囲を明確化され、安心して地域活動に参加することにより、地域の総合防災力を高めることができる。なお、第5次特区協議の最終回答において、「水防団活動の活動範囲を明確化するための基準等を平成17年度中に策定に向けて検討を行う」との回答をいただいている。	C	水防法の目的を遂行するために行われる活動以外の業務については、公務災害補償の対象とできない。水害等の予防活動を行う場合において、専任の水防団員と、消防団員との兼任の水防団員で公務災害補償の対象となる公務の範囲に差異が生じているとは認識しおらず、特区として対応することは困難。	C										1065020	岐阜市	総務省 国土交通省
0404040	自動化コンテナターミナル荷役機械への給油制限の緩和	消防法第9条の4、第10条	指定数量以上の危険物は、許可を受けた施設以外で取り扱うことはできない。	消防法、危険物の規制に関する政令による、タンクローリから荷役機械へ直接給油できる取扱施設について、コンテナターミナル施設では、制限を緩和する。	コンテナターミナルのサービス向上と運営コストの削減を図ることにより、国際競争力を持つコンテナターミナルを目指す。軽油のタンクローリから荷役機械への給油は、消防法等により、1日指定数量(軽油の場合1000L)以上は禁止されているが、ターミナルの敷地は22ha広く、荷役機械の走行区域は限定されていることから、タンクローリから荷役機械へ給油できる量を、各走行区域1レーンあたり1日指定数量以上に緩和することにより、給油作業によるターミナル全停止時間が無くなること、作業工数の削減が可能になることから、サービス向上とコストの削減につながる。	弊社は、スーパー中根港湾名古屋港のモデルバースとして認定を受け、364日24時間オープン、物流における港湾コスト削減等の課題に、IT・自動荷役システムを導入し、アジア主要港並みのサービスと利用料金を目標として、港湾の国際競争に挑んでいる。その中で、荷役機械(RTG)への給油について、指定数量1000L以上/日を超える量は、有人運転によりターミナル内の給油所まで回収し給油を行っている。そして、この給油作業の間は、車両衝突事故防止のため荷役作業を全面的に中止する。これが、コンテナ受渡し時間の制限と、コンテナ船の停止時間の増加となり、国際競争力の一つの妨げとなっている。そのため、ターミナルの荷役作業停止が、部分的かつ最小限で済むよう、タンクローリからRTGへの直接給油できる量の区域単位1事業所から1走行区域への緩和を提案する。(別紙提案理由書あり)	D	危険物の当該荷役機械への補給については、走行区域等一定の区域を危険物を取り扱う場所と位置づけ、消防法令又は市町村条例に定める安全対策を講じ、所定の手続きを経ることにより、給油所まで回送することなく行うことは可能である。なお、既に名古屋港内における同様の形態のターミナル施設において、実現している例があると思われる。	コンテナターミナル施設で所要の安全策を講じるために大規模な工事を行うことが困難な場合、同等の安全性を確保していることと認められる場合には、当該技術基準を適用しないことが可能である。	D								1066110	飛鳥コンテナ埠頭株式会社	総務省
0404500	短期民泊営業における旅館業法並びに消防法の規制緩和	消防法第17条 消防法施行令第6条及び第3項 消防法施行令第1号 消防庁告示第10号	消防用設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。	短期間の民泊営業について、旅館業法施行令に定める構造設備基準と、消防法に定める消防設備要件の適用を除外する。	大仙市は花火大会を含め、年間を通じ全国有数の花火打ち上げを行っている。特に全国花火競技大会(大曲の花火)は通算80回を数え、一晩に70万人を集める大会となったが、交通渋滞、宿泊施設の不足により地元への経済効果は顕著である。また、花火大会時以外の時の宿泊需要は少なく(新たなホテル、旅館等の進出は望めない)、観客の多くは市内以外に宿泊を求め、大会前後には交通渋滞が発生している。また、大仙市にとっても観客が当地に宿泊せず、他地域に移動してしまうことで十分な経済効果を得るに至っていない。そこで、市内一般民家において短期有料の民泊を実施し、問題を解決し経済効果を得たいが、旅館業法の規制を受けると想定される。旅館業法施行令に定める構造設備基準の適用を除外し、農家民泊特区における消防法の消防設備要件省略と同様に、簡便な申請により短期一般民家民泊を実現させたい。	B-1	火災危険性の低い民泊等における消防用設備等に関する基準の特例適用については、平成18年度中に「火災発生危険性等を考慮し適用できる防火対象物に要件を講ずることにより、現行制度と同等の安全性が確保される場合には、現地の消防機関が柔軟に対応できるように、その判断の際に参考となる考え方を通知して示すこととしている。										1065010	花火ときめきチーム	総務省 厚生労働省	
0406060	市町村の行政業務の救急隊の編成の緩和	消防法施行令第44条第1項及び第3項 消防法施行令第51条 消防力の整備指針(平成12年1月20日消防庁告示第1号)第2条第10号	救急業務を行う救急隊員は、消防法施行令第44条第3項において消防職員と規定されている。また一方で、緊急度の高い傷病者の搬送について消防機関以外の者が行うことについて禁止する規定はない。退職後の消防職員は、更員としての資格を失うが、技術・知識は何も変わらない。また、一定の場合を除き、救急隊員は有資格者(救急業務に関する講習を修了した者等)である救急隊員3人以上をもつ編成しなければならない。	消防機関及び二次医療機関から遠く搬送距離のかかるへき地を対象とした地域限定の事業で、地域内にある地元医療機関及びドクターヘリポート、また消防署の救急自動車により搬送する救急業務である。まず、地元医療機関を結ぶし、医師の判断により消防機関との連携。若しくはドクターヘリを要請等を行う。隊員は消防職員OB又は看護師等の嘱託職員3人で編成し24時間体制で救急搬送業務を行う。消防職員となる。また指揮命令系統の徹底、訓練を重ねることで、嘱託職員も救急業務に必要となる活動を行うことができ、支障なく救急業務に当たることができるものと考えられる。	当該地区は、人口3千人に満たない、救急件数も3日に1回程度少ない地域である。消防力の整備指針によれば、救急車の配置はあくまで住民の安心・安全の確保が行政の責務であるが、消防機関による救急体制を置くことは財政的に非常に大きな負担となっている。住民サービスを低下させることなく救急業務を行うために、消防法によるない体制での事業を行うことができれば、経営面が楽になる。救急業務の発生頻度に即した救急車の配置及び本署機能の強化にもつながら、より少ない救急隊員で最大の効果を出せることが期待できる。消防職員OBといえども、消防法施行令第44条第3項に規定する救急業務に関する講習を受けた職員であり、看護師においても同等以上の資格を有している。(退職するにともなうその資格を失うことは不合理であり、公費の無駄ともいえる。)	C	消防法に基づき救急業務は、国民の生命身体を災害、事故等から守り、国民の安心・安全を確保する業務であるため、消防機関による一元的な指揮統率の下で、消防法等の法令等により高度な責任が担われた救急隊員により、かつ消防と救助とも連携した活動を行う必要がある。よって、救急隊員は消防職員である必要がある。また、消防機関の到着と同時に消防機関の救急隊員の指示によることとなる。消防機関との連携については、これまでも消防機関が災害時等、共同で作業することがあり、支障は起きていない。従って今回の提案する救急隊と消防機関による救急隊との増強による指揮統率については、消防法等が所管する法令等において禁止しているものではない。	消防法に基づき救急業務は、国民の生命身体を災害、事故等から守り、国民の安心・安全を確保する業務であるため、消防機関による一元的な指揮統率の下で、消防法等の法令等により高度な責任が担われた救急隊員により、かつ消防と救助とも連携した活動を行う必要がある。よって、救急隊員は消防職員である必要がある。また、消防機関の到着と同時に消防機関の救急隊員の指示によることとなる。消防機関との連携については、これまでも消防機関が災害時等、共同で作業することがあり、支障は起きていない。従って今回の提案する救急隊と消防機関による救急隊との増強による指揮統率については、消防法等が所管する法令等において禁止しているものではない。									1067000	日田市	総務省	
0407070	緊急自動車の指定要件の緩和	なし	消防機関以外の自治体が行う緊急を要する傷病者の搬送業務において使用する車両を緊急自動車として指定し、業務に利用可能とする。	道路交通法施行令第13条第1号の2では、市町村が傷病者の緊急搬送のために使用する緊急用自動車となっている。一方、消防機関が行う救急業務は、高度な専門知識や技術が要求されていることから、消防法で一定の資格を有する消防士から救急隊員3人で当ることとされている。今回の提案は、消防法に規定する救急隊員と同程度の資格を有する消防職員OB又は看護師を含む3人体制による緊急患者搬送業務で使用する車両である。また対象地域を限定した事業であり、走行範囲が限定され、緊急走行の付与による交通の安全と円滑を阻害する要因とはならない。	今回の事業の実施対象地域は、救急車両でも市内中心部より約40-50km・約1時間余りかかる山間地域で、道路環境も悪く、比較的交通量は少ないものの、大型トラック等走行の際にはさらに時間を要し、救急業務は容易ではない。こうした地域からの搬送時間を短縮させるために、消防機関による出張所に対する、市街自家用緊急を要する傷病者等の搬送事業所を対象地区の中心部におき、24時間体制で往診を要請に基づき救急搬送車両を運行する計画である。過去、搬送時間を短縮するために住民より救急車を要請後、出合うところまで自家用車で患者を搬送したケースもあったが、高効率によりそれも容易ではなくなった。こうした事態をなくし、救命率向上を目指すには、緊急走行は不可欠である。赤色回転灯及びサイレンを鳴らすことにより、周囲に緊急搬送中であることを促し、安全に患者を搬送することができる。	E	緊急自動車としての指定追加については、当省の所管外であるため判断はできない。また、緊急度及び重症度の高い傷病者の医療機関への搬送を消防機関以外の者が行うことについては、現場における傷病者の観察や病態管理等の高度な専門知識や技術を併得した者のみが救急業務を行うべきである。右の提案主体からの意見について、再度検討し回答された。	現場における傷病者の観察や病態管理等の高度な専門知識や技術を併得した者であれば、消防機関以外の者が、救急業務を行うことができる。右の提案主体からの意見について、再度検討し回答された。									1070200	日田市	警察庁 総務省	
0408080	給油取扱所での灯油用簡易タンクの設置認可	危険物の規制に関する政令第17条	給油取扱所には、固定注油設備に接続するタンクを地上に設けることはできない。	現在、政府の新国家エネルギー戦略に基づいた石油燃料の多様化、また環境にやさしいクリーン燃料の導入を目指して、現れた地域において複数のグレード灯油(プレミアム灯油)の試験販売を実施している。一般の給油取扱所では、灯油の地下タンクが一般的に設置されているが、灯油に関する固定注油設備に接続する簡易タンクの設置も認められている。安全性の観点からすれば、灯油について容器詰め販売を認める一方で、簡易タンクによる販売が禁止されていることは矛盾がある。また、地下タンクの設置等による燃費の向上を目指すには、緊急走行は不可欠である。赤色回転灯及びサイレンを鳴らすことにより、周囲に緊急搬送中であることを促し、安全に患者を搬送することができる。	現在、危険物の規制に関する政令第17条においては、給油取扱所における燃費の向上を目指すには、緊急走行は不可欠である。赤色回転灯及びサイレンを鳴らすことにより、周囲に緊急搬送中であることを促し、安全に患者を搬送することができる。	C	給油取扱所は、自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所であり、取扱所内での自動車等の往来、道路に隣接した立地条件から、取扱所内での交通事故による可燃媒体を極力少なくする必要があることと、近隣への災害の影響を考慮した防火上の観点から、原則として専用タンクは地下に設けることとしており、例外として防火地域及び準防火地域以外の地域については、固定給油設備用の簡易タンクを地盤面上に設置することも認められている。このことから、固定注油設備用の簡易タンクを地盤面に設けることは適当でない。	給油取扱所内における簡易タンクの設置については、揮発油用の給油用タンクが認められているにも関わらず、それよりも引火点が高く、安全な灯油用の注油タンク設置が認められていない理由につき、ご説明願いたい。右提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	給油取扱所は、自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所であり、取扱所内での自動車等の往来、道路に隣接した立地条件から、取扱所内での交通事故による可燃媒体を極力少なくする必要があることと、近隣への災害の影響を考慮した防火上の観点から、原則として専用タンクは地下に設けることとしており、例外として防火地域及び準防火地域以外の地域については、固定給油設備用の簡易タンクを地盤面上に設置することも認められている。このことから、固定注油設備用の簡易タンクを地盤面に設けることは適当でない。								1096060	昭和シェル石油株式会社	総務省	

04 総務省(特区第10次 再々検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体名	制度の所管(関係官庁)
0404090	防火・準防火地域における給油取扱タンクの設置認可	消防法第17条	防火地域及び準防火地域の給油取扱所は、地上にタンクを設けることはできない。	現政令で認可されていない防火・準防火地域の給油取扱所における灯油用簡易タンクの設置認可	現在、政府の新国家エネルギー戦略に基づいた石油燃料の多様化、また環境にやさしいクリーン燃料の導入を目指して、限られた地域において複数のグレート・プレミウム灯油の試験販売を実施している。一般の給油取扱所では、灯油の地下タンクが一般に埋設されており、灯油に関する地盤面下の固定注油設備に接続する簡易タンクの設置については、給油取扱所においては認められていない。これらに比べて安全基準に劣るとは言い難い給油取扱所において簡易タンクの設置を認めることは合理的である。これら規制により、給油取扱所における新燃料の導入は、地下タンクの埋設等の大幅な施設改修を必要とすることが、新燃料導入への取組みを阻害している。また、現在余備な(されている)複数のグレードの灯油販売によって本格導入の実現性が大幅に高まる。	現在、危険物の規制に関する政令第17条においては、一般取扱所または少量危険物取扱所では認められている都市計画法の防火・準防火地域における地盤面下の固定注油設備または固定注油設備に接続する簡易タンクの設置については、給油取扱所においては認められていない。これらに比べて安全基準に劣るとは言い難い給油取扱所において簡易タンクの設置を認めることは合理的である。これら規制により、給油取扱所における新燃料の導入は、地下タンクの埋設等の大幅な施設改修を必要とすることが、新燃料導入への取組みを阻害している。また、現在余備な(されている)複数のグレードの灯油の販売によって本格導入の実現性が大幅に高まる。	C	給油取扱所は、自動車等の燃料タンクに直接給油するために危険物を取り扱う取扱所であり、取扱所内での自動車等の往来、道路に隣接した立地条件から、取扱所内での交通事故による延焼媒体を極力少なくする必要があり、近隣への災害の影響を考慮した防火上の観点から、原則として専用タンクは地下に設けることとしており、例外として防火地域及び準防火地域以外の地域については、固定注油設備の簡易タンクを地盤面に設置することと認められている。このことから、防火地域及び準防火地域の給油取扱所に、簡易タンクを地盤面に設置することは適当でない。なお、一般取扱所は保安距離、保有空地等、給油取扱所には適用されない規制が設けられていること、少量危険物取扱所は取り扱う危険物の量が少ないことから、これらの施設と給油取扱所を単純に比較することは適当でない。	防火・準防火地域においても給油取扱所はかかるべき安全措置を講じていると考えられる。中でもガソリンよりもリスクの少ない灯油用簡易タンクに比べてどうか、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	給油取扱所は、給油および注油空地等一般取扱所に適用されている規制に代わる規制が設けられており、安全は担保されている。さらに給油取扱所内の注油空地は給油空地と完全分離され、一般的に自動車等との接触がない区域に設定されているため、給油空地に比較して安全性は高い。一般取扱所ならびに少量危険物取扱所では防火・準防火地域においても簡易タンクの設置を認める一方で代替規制が適用されている給油取扱所では認めない根拠等を明確にしたい。	給油取扱所は、市街地等の道路に隣接して設置される危険物施設であるため、防災上の観点から、地上にタンクの設置が認められるもの、あくまで、地域・敷地が限定された極めて例外的なケースである。このことから、防火・準防火地域において簡易タンクを地上に設けることは認められない。なお、給油取扱所においては、一般取扱所における保有空地・保安距離等の安全対策に相当するものとして、タンクの地下設置、防火扉の設置等の基準が設けられていることであり、また、危険物の保有・取扱いが規模である少量危険物の施設と異なり、給油取扱所は指定数量の危険物を取り扱う大規模な施設である。	右の提案主体からの意見をもちに再度検討し、回答されたい。	燃料の多様化が進む等時代のニーズは変化しており、ガソリンの簡易タンクによる災害事例がないことも踏まえれば、防火・準防火地域にかかわらず、まずは、灯油について、給油取扱所における簡易タンクの設置を認めるべきではないかと、また、一般取扱所において設けられているような保安距離、保有空地等の基準を満たすなど、適切な代替措置を講じていることにより、防火・準防火地域における給油取扱所での簡易タンクの設置は認められないかについて、ご検討いただきたい。	1 0 9 6 0 2 0	昭和シェル石油株式会社	総務省		
0405000	火薬類取締法における消費(消費事項)の規制緩和	なし	消防法等、当省が所管する法令等において、関連規定はない。	火薬類取締法における消費は都道府県知事の許可を要しているが、許可権限の数量規制を特区のみ緩和していただきたい。	消費量許可数量制限を緩和することにより、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と通年分散化が可能となる。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、現行法での規制数量では花火業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工会議所やNPO法人、TMO等が花火を中心とした街の経済活性化を計る上でも障害となっている。	E	火薬類取締法における第25条(消費)事項の規制緩和については、当省の所管外であるため判断はできない。			E					1 0 6 5 0 3 0	花火ときめきチーム	総務省 経済産業省
0405100	公共業務用無線局の開設の根本基準の条件緩和	電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第3条(3)A別表2)	自動車運送事業用を目的とした無線局を開設する場合は、旅客自動車の安全かつ円滑な運行を確保することを主たる目的として開設するものであること。	盛岡市では、放送法以外の業種に対して電波を活用した広告情報を行うことができるため、当該施設での利用を可能とする。	盛岡市は構造的な交通渋滞の緩和を目的に、マイカーからバスへの転換と市内公共交通の主体であるバスの運行を促進するため、これまで国土交通省のオムニバスタウン指定を受け、施設整備等の事業を推進しているが、未だ過半数の状態であり、今後重点的に施策を展開する計画である。このため、(社)岩手県バス協会が国庫補助事業で整備したバスロケーションシステム(盛岡市周辺で稼働)を活用して有料の広告情報を流し、当該システムの維持管理費に充当することにより財務基盤を強化し、バス利用促進策の更なる充実・強化を図るものである。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受け、これまで(社)岩手県バス協会と連携してバス利用促進事業を実施してきた。本年度は「盛岡市総合交通計画」を策定中で、マイカーからバス等の公共交通への転換を明確にし、バス利用促進策を更に充実・強化させる予定である。こうした状況下で(バス事業者は、厳しい経営環境が続いており、路線廃止などによるバス空白地域の拡大が懸念されているため、財務基盤の脆弱(社)岩手県バス協会が所有するバスロケーションシステムの維持管理費の負担軽減を目的に広告情報を流すこととするものであるが、現行法では公共業務用無線局の免許で広告情報を流すことができない。なお、対象地域は盛岡市周辺部で、対象者は(社)岩手県バス協会に限定される。なおかつ、広告収入は当該システムの維持管理費に充当されることから、電波の公共性に反しない内容と考える。(別様あり)	D	電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第3条(3)A別表2)における「免許の主体及び開設の理由」は、あくまで主たる目的を審査するものであり、免許人である(社)岩手県バス協会が引続き無線局の運用主体であること、広告情報を流すことが当該事業の範疇であり、広告による収入が公益法人の事業の範疇であれば、現在の通信事項である一般乗合旅客自動車の運行に関する事項で対応可能である。ただし、主たる通信事項を一般乗合旅客の安全運行に関する事項としていることから公共業務用無線局として免許しているものであり、広告情報が主たる通信事項を圧迫するような運用は認められません。				D				1 0 3 4 0 4 0 1 0	盛岡市	総務省
0405200	非常事態において重要回線が使用できる民間避難所の範囲拡大	電気通信事業法第8条 電気通信事業法施行規則第5条、55条及びそれに基く(地務大臣告示)	電気通信事業法(重要通信の確保) 第8条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて総務省令で定めるものについても、同様とする。	現行法で規定されている非常事態下で優先的に通信できる電話回線の施設可能施設について、一定の要件を満たしている場合は、当該施設での利用を可能とする。	大規模災害時における避難所の通信機能の確保し、円滑な避難所運営を目指す。具体的には、市は災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定し、その中で、予定避難所を指定している。福岡県西方面地域の教訓を踏まえ、大規模避難所の設置について、当該計画の中で、3施設を位置づけることを予定している。そのうち、法により災害時優先電話回線が認められていない民間施設1か所(JRA 小倉競馬場)について、使用を可能とすることで、大規模災害時における多様な通信機能を確保し、多量の避難者への対応の円滑化が図れる。	提案理由: 西日本電信電話株式会社は、災害時等非常事態において、通信を優先的に取扱う電話回線は、電気通信事業法により規定された施設に限られている。今回、本県では、大規模避難所に市内の13施設を指定する予定であるが、うち12の施設は、同法では災害時優先電話の使用が可能となる。 13施設はいずれも災害時に避難所としての同様の機能を行い、公共の利益の用に供する施設であることから、通信手段である災害時優先電話回線の使用と同様に可能とされたい。 市の付属機関である北九州市防災会議において、大規模避難所として地域防災計画で規定することが認められた場合、その施設の公共性が担保されると考える。	D	法令では、電気通信事業者が、優先的に通信を取り扱わなければならない場合を「通信の内容」と「通信を行う場所」を条件として定めているものであり「場所」を条件とするものではない。 提案内容にある、「地方公共団体が災害発生時に避難者救済と避難所運営のために行われる通信」は、法令で定められている「火災、集団的疾患、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救済、復旧等に關し、緊急を要する事項」を通信の内容として、「予防、救済、復旧等に直接関係がある機関相互間の、機関において行われる通信」に該当するものであり、現行制度で対応可能と考えられる。				D			1 0 3 0 7 0 5 0	北九州市	総務省	
0405310	救急無線特区	消防法第2条第9項 電波法第2条第4条、第6条、第7条、第12条、第13条、第20条、第27条、第4章第39条	消防法において救急業務のあり方、救急隊の組織方法、任務等を規定。電波法において無線局開設の方法、免許の可否、技術的基準、無線局運用のルール等を規定。	実績のある救急医療機関と救急隊等との特定周波数での通信の免許の緩和。	救急医療時や災害時などでは携帯電話による連絡では限界があるため、無線による通信が不可欠であるが、現状ではソフト面・ハード面双方で厳しい点がある。よって、救急医療に関係する者が無線を使用しやすくなる環境を整備する事により、救命率の向上及び災害時における迅速な情報伝達の確保を目指すものである。	救急救命士が医師から指示をうけて行う特定行為(気管内挿管、薬剤投与、点滴等)があるが、当地域は熊本県の北部の福岡県東および大分県の東側に位置し、山間部が多く携帯電話の不感地帯がかなりあり、心肺停止患者への特定行為の指示要請が出来ず、救命率の低下が危惧される。また、平成19年には実績のある救急医療機関の医師の車に赤色灯をつけてサイレンを鳴らすことを条件に救急車両に指定することがほぼ決定したが、当県も目前の救急車で消防署の要請を受け現場に駆けつけた経験から、現場の場所や状況と変化する状況を携帯電話で確認することは困難であった。以上の点から救急隊と医療機関との通信は必要である。	C	「救急無線による救急隊と医療機関の通信」(以下「救急無線」という。)、は、消防法第2条第9項に定める救急業務を行う消防隊員によって構成する救急隊(以下「救急隊」という。)、と、消防本部等の通信指令管制台(以下「指令台」という。、)との相互の連絡通信を確保することで、消防組織における救急業務活動の指揮と任務の円滑な遂行を図るため「消防力の整備指針(平成12年1月20日消防庁告示第1号)第24条の規定に基づき整備している消防用無線」と一体的に運用される通信系(以下「消防救急無線」という。の無線局です。 ご提案のように、救急隊と医療機関との間に新たに救急無線を整備すると、消防救急無線に消防機関の指令台を接続しない場合が加入すること、救急無線の周波数の割当てに限りがあり、新たに周波数を割り当てることは困難であること、既存の周波数を用いることと、医療機関と救急隊との通信中は指令台と救急隊との連絡通信に支障が生じ、ひいては救急業務の遂行に支障が生じる可能性があります。他方、消防機関に所属する救急車に配備されている救急無線によって指令台との通信が可能である場合には、指令台を経由して電話回線を紹介することで医療機関との通信を行うことも可能であり、携帯電話の不感地域であっても救急隊と医療機関との間の通信は確保されています。以上のことから、救急隊と医療機関との間に新たに救急無線を整備する必要性は認められません。	回答 では無線通信時には消防機関の指揮下で行動する規定は設けられたいかと存じます。回答 に関しては現在の周波数を用いるとして、実際の特定行為の救命指示は、現在の頻度では多くて週に1回程度であり、又1回の通信時間は30秒程度と短い。救急業務に支障を及ぼすこともなく、消防機関の指令台を経由して指示を受ける方が時間を短縮し、医療機関からの問い合わせを指令台を介して行っていくことで具体的な支障を及ぼす可能性が低く、また、地域の特性や緊急出動の頻度を勘案し、認めることができないかと、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	消防救急無線の通信系に、指令台の指揮命令下でない運用者が加わることは、無線通信の輻輳や、指令台からの一元的な指揮に基づいた救急活動・災害対応に混乱が生じる懸念があります。しかしながら、こうした懸念を考慮し、消防の救急隊と医療機関に所在の医師とによる直接通話確保の必要性が地域の消防本部において認識されるのであれば、次の方法により対応することで実現可能です。 なお、週に1回30秒程度の通信を行うために医師自らが無線局の免許を受けて開設し、整備することは、維持管理の手間や費用面から考えて非現実的です。 (1)「他人使用」の規定に基づき(対応)電波法施行規則第5条の2、平成7年郵政省告示第183号)無線局の免許(消防救急無線の場合は市町村)による適切な監督、免許人との契約関係、無線局運用証明書の携帯等の要件を備えた場合、免許人以外の者による無線局の運用が可能です。この場合には、消防本部において免許を受けた救急業務用の無線局を医療機関に配備し、医療機関に駐在する医師が救急業務用無線を使用して救急隊と通信します。 こうした事例で医師が無線設備を操作する場合は、消防本部の指令台に設置された無線局(基地局)の無線従事者の管理の下で運用されているものと扱われます。現場で働く元々の救急救命士と相談してありますが、彼らも無線での指示を希望しております。	消防救急無線の通信系に、指令台の指揮命令下でない運用者が加わることは、無線通信の輻輳や、指令台からの一元的な指揮に基づいた救急活動・災害対応に混乱が生じる懸念があります。しかしながら、こうした懸念を考慮し、消防の救急隊と医療機関に所在の医師とによる直接通話確保の必要性が地域の消防本部において認識されるのであれば、次の方法により対応することで実現可能です。 なお、週に1回30秒程度の通信を行うために医師自らが無線局の免許を受けて開設し、整備することは、維持管理の手間や費用面から考えて非現実的です。 (1)「他人使用」の規定に基づき(対応)電波法施行規則第5条の2、平成7年郵政省告示第183号)無線局の免許(消防救急無線の場合は市町村)による適切な監督、免許人との契約関係、無線局運用証明書の携帯等の要件を備えた場合、免許人以外の者による無線局の運用が可能です。この場合には、消防本部において免許を受けた救急業務用の無線局を医療機関に配備し、医療機関に駐在する医師が救急業務用無線を使用して救急隊と通信します。 こうした事例で医師が無線設備を操作する場合は、消防本部の指令台に設置された無線局(基地局)の無線従事者の管理の下で運用されているものと扱われます。現場で働く元々の救急救命士と相談してありますが、彼らも無線での指示を希望しております。	1 0 8 9 0 1 0	個人	総務省				

04 総務省(特区第10次 再々検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体名	制度の所管(関係官庁)
040532	救急無線特区	消防法第2条第9項 電波法第2条第4条、第6条、第7条、第12条、第13条、第20条、第27条、第4章第39条	消防法において救急業務のあり方、救急隊の組織方法、任務等を規定。電波法において無線局開設の方法、免許の可否、技術的基準、無線局運用のルール等を規定。	医療機関の無線局の設置基準の要件緩和。	救急医療時や災害時などでは携帯電話による連絡では限界があるため、無線による通信が不可欠であるが、現状ではリフト面・ハード面双方で厳しい点がある。よって、救急医療に使用する者が無線を使用しやす(する環境を整備する事により)、救命率の向上及び災害時における迅速な情報伝達の確保を目指すものである。	救急救命士が医師から指示をうけて行う特定行為(気管内挿管、薬剤投与、点滴等)があるが、当地域は熊本県の北部の福岡県および大分県の県境に位置し、山間部が多(携帯電話の不感地帯がかなりあり、心筋停止患者への特定行為の指示要請が出来ず、救命率の低下が危惧される。また、平成19年には実績のある救急医療機関の医師の車庫に赤色灯をつけてサイレンを鳴らすことを条件に緊急車両に指定することがほぼ決定したが、当院も自前の救急車で消防署の要請を受け現場に駆けつけた経緯から、現場の場所や列々や変化する状況を携帯電話で確認するのは困難であった。以上の点から救急隊と医療機関との通信は必要である。	D	-	「医療機関への無線局の免許 消防組織でない民間の医療機関とその医療機関が患者を搬送等するために所有する車両(以下「病院救急車」といふ。)との連絡のために無線局の開設を必要とする場合には、医療・福祉用を目的とする無線局として、病院等の施設に設置する基地局及び車両に設置する陸上移動局を、現行の電波法制度の下で免許してあり、所定の免許申請手続きを経ることで使用が可能である。 現に、相当数の医療法人、社会福祉法人、医師会などが免許を受けて無線局を運用しており、病院と病院救急車等、福祉施設とタクシーサービスカーとの連絡などに活用されています。	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」 「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	個人	総務省	
040533	救急無線特区	消防法第2条第9項 電波法第2条第4条、第6条、第7条、第12条、第13条、第20条、第27条、第4章第39条	消防法において救急業務のあり方、救急隊の組織方法、任務等を規定。電波法において無線局開設の方法、免許の可否、技術的基準、無線局運用のルール等を規定。	救急医療に従事する者の無線免許取得要件の緩和。	救急医療時や災害時などでは携帯電話による連絡では限界があるため、無線による通信が不可欠であるが、現状ではリフト面・ハード面双方で厳しい点がある。よって、救急医療に使用する者が無線を使用しやす(する環境を整備する事により)、救命率の向上及び災害時における迅速な情報伝達の確保を目指すものである。	救急救命士が医師から指示をうけて行う特定行為(気管内挿管、薬剤投与、点滴等)があるが、当地域は熊本県の北部の福岡県および大分県の県境に位置し、山間部が多(携帯電話の不感地帯がかなりあり、心筋停止患者への特定行為の指示要請が出来ず、救命率の低下が危惧される。また、平成19年には実績のある救急医療機関の医師の車庫に赤色灯をつけてサイレンを鳴らすことを条件に緊急車両に指定することがほぼ決定したが、当院も自前の救急車で消防署の要請を受け現場に駆けつけた経緯から、現場の場所や列々や変化する状況を携帯電話で確認するのは困難であった。以上の点から救急隊と医療機関との通信は必要である。	E	-	「医療従事者の無線従事者免許取得要件緩和 無線局の無線設備の操作は、その規模などの区分に応じて、無線に関する専門的な知識・技能を有し国家資格を所持した者(以下「無線従事者」といふ。)でなければ、原則として行うことができません。 混信のない良好な無線通信は、一定の地域における独自の周波数の使用を必要とするという無線通信の特性上、他の無線局の通信に妨害を及ぼすようなことが起きないよう、無線従事者によって適切に無線局が管理されることが必要である。ご理解いただきたい。 しかしながら、上記2の場合において、基地局の無線従事者に管理される陸上移動局(病院救急車側)の無線設備の操作については、簡易な操作とされており、資格は不要となります。 したがって、病院救急車側の無線設備は無資格で操作することが可能です。具体的に無線局を開設する際には、所轄の九州総合通信局にご相談します。	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」 「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	個人	総務省	
040540	コミュニティFM放送局の出力緩和	放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第1総則10	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	一般のFM放送局に比べ、コミュニティFM放送局は、極小電波出力しか認められない。大地震(例 中越地震)の際、被災者が一番助けがたのはラジオ放送。とりわけ地域社会に密着し、細かな情報を提供しているコミュニティFMである。現在、電波法ではコミュニティFMの出力は20W以下とされており、町村合併の進んだ現在では、同一市内を届届できないケースもあり、また、地形によっては電波の届きにくいところがあり、格差が生じている。	コミュニティFMの出力を(現行20W)を50W程度まで認める	災害に強いコミュニティを目指するのは国是であり、コミュニティFM強化が望まれる。	C	-	「コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模放送局である。 コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区)の一部の区域に限定される一方で、一般の放送局において必要となる脱離処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。 また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負ったNHK及び県域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」 「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	社団法人日本ニュース協会連合会	総務省	
040550	国外の地方公共団体等との防災気象情報共有体制の構築(国際防災協力特区)	災害対策基本法第8条第2項第8号 同法第51条 同法第56条 同法第57条 同法第59条	地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項、台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項等の実施に努めなければならない。	地域防災計画に、国外の地方公共団体等からの防災気象情報を収集することを規定し、充実した防災体制を構築する。また、国外の地方公共団体等からの情報収集を円滑に進めるため、与那国町で収集した防災気象情報を伝達することを併せて規定する。	姉妹都市協定に基づき、与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で国際防災協力に関する取り決めを締結し、東シナ海で発生する可能性のある地震や津波その他の大規模災害に対処するため、地域住民のための防災や災害支援の協力を推進する。その一環として、花蓮市から地震、津波などの公開データ等の情報提供を受けるとともに、当町から花蓮市に提供する。また、災害対策基本法に基づいた電気通信事業法等の通信網をこの場合でも優先的に活用できるようにする。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が不可欠であるという教訓を改めてもたらした。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域と十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	D	-	したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する趣旨を失わせることとなることから、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率の利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不相当である。	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」 「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	与那国町	総務省 内閣府	